

会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

平成25年5月27日

議 長（青木幸保君）

ただいまから、平成25年第1回平泉町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出された議案は、お手元に配布した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、本臨時会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表にしてお手元に配布しておきましたからご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

議 長（青木幸保君）

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（青木幸保君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、10番、畠山寛二議員、1番、升沢博子議員を指名します。

議 長（青木幸保君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日 1 日限りと決定しました。

議 長（青木幸保君）

日程第 3、報告第 2 号から日程第 5、報告第 4 号まで、報告案件 3 件を一括議題とします。

町長より報告を求めます。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

おはようございます。

それでは、報告案件 3 件につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書 1 ページをお開き願います。

報告第 2 号、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定されている町長の専決事項について、次のとおり専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により報告いたします。

専決処分をした年月日、平成 25 年 4 月 18 日。損害賠償及び和解の相手方、議案書に記載のとおりでございます。損害賠償の額 1 2 万 1,806 円。和解の内容、損害賠償の額を左のとおりとし、ともに今後本件に関しては異議を申し立てない。損害賠償の原因、平成 25 年 3 月 3 日、午後 2 時 30 分頃、積み荷のため相手方が平泉町健康福祉交流館に停車した際、施設屋根からの落雪により相手方の車両を破損させたものでございます。

次に、議案書 2 ページをお開き願います。

報告第 3 号、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定されている町長の専決事項について、次のとおり専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により報告いたします。

専決処分をした年月日、平成 25 年 4 月 26 日。損害賠償及び和解の相手方、議案書に記載のとおりでございます。損害賠償の額 1 1 万 8,689 円。和解の内容、損害賠償の額を左のとおりとし、ともに今後本件に関しては異議を申し立てない。損害賠償の原因、平成 25 年 3 月 10 日、強風により長島農産物加工センターのトタン屋根が剥がれ飛び、隣接する敷地に駐車していた相手方の車両を破損させたものでございます。

次に、議案書 3 ページをお開き願います。

報告第 4 号、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定されている町長の専決事項について、次のとおり専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により報告いたします。

専決処分をした年月日、平成 25 年 4 月 26 日。損害賠償及び和解の相手方、議案書に記載のとおりでございます。損害賠償の額 8,138 円。和解の内容、損害賠償の額を左のとおりとし、ともに今後本件に関しては異議を申し立てない。損害賠償の原因、平成 25 年 3 月 10 日、強風に

より長島農産物加工センターのトタン屋根が剥がれ飛び、隣接する敷地に駐車していた相手方の車両を破損させたものでございます。

以上、報告いたします。

議長（青木幸保君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言を願います。

9番、千葉勝男議員。

9番（千葉勝男君）

事故が起きてしまったことは起きてしまったとしても、現在、その後どのような対応をしたのか、農産物加工センターの屋根等について、お知らせください。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

この被害につきましては、4月26日、夕方の4時から5時の間だと思えますけれども、瞬間最大風速で18.3メートルほどの強風が吹きまして、トタン屋根が剥がれ飛んだものでございます。この案件につきましては、その日のうちに町内の業者に依頼をいたしまして、即修理を行ったものでございます。ということで、次の日までには修理は完了したということで報告を受けているところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

健康福祉交流館、これ、積み荷のために停まっていた車両を落雪によって破損させたということですが、どの場所かよく分からないのですが、玄関とかそういう部分で歩行者の今までもそういう危険がなかったかということと、雪止めとかそういう対策は講じられておったのかどうか、今後それらの対策、何かされたかどうかを含めてお願いいたします。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

健康福祉交流館につきましては、この場合の場所的には職員が出入りします裏の方に出入りする入口がありますのでそちらの方の事故でございましたが、これは表でもこういう事故が起こる可能性はあるのですけれども、落雪の関係につきましては車が停まらないようにとか屋根の下を歩かないようにというような注意喚起の看板等は立てたりしておりました。そして、また、この裏の職員の出入口につきましても落雪注意ということで看板というか、紙ですけれども書いて出入口には貼っておいたのですけれども、そして今回の和解の相手方ですが、ゆうゆの職員だったものですから、いつも荷物とかの出入りには使っていてその状況は分かっていたことですが、た

またま3月3日ということで大方の雪がもう解けて落ちたのですけれども、寒い時期で固まっていた部分が若干、雪止めとかに残っていたものが、雪止めはあるんですけれども落ちてしまったということです。それで車両を破損したのですけれども、まずその対応としては職員にはその辺、気を付けるようにというお話をしてあるところですし、また、出入口の扉には落雪注意とかはしていたのですけれども、今後もし3月とか、これから積雪、また冬になった場合は、もう少し車が入らないような処置をしなくてはいけないなということでは話をしたところでございます。

屋根に雪止めはあります。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

和解まで持っていくまでの理由付けがちょっと、基本的にはいろいろな問題があって法律上でもめる場合もあるわけですが、その和解まで持っていくその理由付けを教えてくださいと思います。例えば風の場合、台風なんかの時、天災なんかだとその分の損害は基本的には払わなくてもいいという話もあるようでありますけれども、今回の場合の和解まで持っていく理由付けで、これはいろいろもめても我々の責任だという話でもってこういう和解の形、全面的に被害をこちらの方で負担するという話になったんだと思いますが、その理由付けを、2つの理由付けをお願いしたいと思います。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

確かに、佐藤議員ご指摘のとおり自然災害でございまして、局地的にかなりの強風が吹いたというようなところでございます。ただ、長島農産物加工センターにつきましては特にも老朽化も著しいということもございまして、それに対する安全措置も町として今までは講じていなかったということもございました。いずれ、施設管理上の瑕疵があるというふうなことをもって判断いたしました結果、建物自体につきましては全国町村会の総合賠償保障保険にも加入いたしておりましたし、それらのことを勘案いたしまして相手には過失はないということで、町が10割の責任ということでございましたので、それらの損害賠償保険の方の保険も適用しながら今回の示談に至ったところで、10割の過失ということで示談に至ったところでございまして、2人の方々にはそういう形で100%お支払いをしたというようなところでございました。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

健康福祉交流館の事故につきましても、雪止め等はあったわけですが、もう少し進入禁止の部分の何か入らないような処置とかもきちんとしていなかったこともありまして、町が10割悪いということで、ここまでということで和解になったところでございます。

議 長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

なければ次に進行いたします。

議 長（青木幸保君）

日程第6、承認第1号から日程第8、承認第3号まで、承認案件3件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは、承認案件3件について提案理由のご説明を申し上げます。

議案書4ページをお開き願います。

承認第1号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてでございます。

専決処分の内容につきましては5ページの理由にありますとおり、地方税法等の一部改正に伴い、町税条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分を行ったものでございます。

次に、9ページをお開き願います。

承認第2号、平成24年度平泉町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に関し承認を求めることについてでございます。

これにつきましては、10ページにありますとおり、平成24年度平泉町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分したものでございます。平成24年度平泉町一般会計補正予算（第7号）。平成24年度平泉町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,182万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,395万8,000円としたものでございます。

次に、21ページをお開き願います。

承認第3号、平成24年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてでございます。

22ページにありますとおり、平成24年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算について、次のとおり専決処分したものでございます。平成24年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、平成24年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億180万8,000円としたものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いを申し上げます。

議 長（青木幸保君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案については、担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

承認第1号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、担当課長の補足説明を求めます。

高橋税務課長。

税務課長 (高橋誠君)

それでは、承認第1号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについての補足説明をいたします。

今回の改正は、主に国民健康保険の被保険者であった者が後期高齢者医療制度に移行する場合の特例の延長、それから復興支援のための税制上の対応、個人住民税における住宅ローン控除の延長拡大、延滞金等の利率の見直し、最後に固定資産税の特例措置に関するものでございます。

参考資料によりまして説明を行いますので新旧対照表をお開きいただきたいと思います。

新旧対照表の1ページでございます。

第35条の7は、町民税の寄付金税額控除について定めているわけですが、地方税法でその種類を定めており、その中で寄付目的での預金には所得税を課さないことになっておりますが、それを寄付金控除する際、町民税算出からも除外する規定を読み替えて適用させようとするものでございます。

次に、第54条及び120条は、固定資産税、特別土地保有税の納税義務者から独立行政法人緑資源機構等を除外するものでございます。

2ページから3ページの裏までの第131条の2から139条は、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の保険料について、既に講じられております当該移行後5年目までの間の世帯別平均割の2分の1の軽減措置に加えまして、移行後5年目から8年目までの間においても世帯別平均割の4分の1の軽減措置を講ずることとしたものでございます。また、国民健康保険料の減免措置に係る基準額等について、国民健康保険から後期高齢者医療に移行後、5年目までの間に限り当該移行したものを含めて算出するとしていた経過措置を期限を区切らない恒久措置とするための改正でございます。具体的には、国民健康保険資格喪失後、5年から8年目までの世帯を特定継続世帯と定めまして、それに対する軽減措置を新設するものでございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

附則第3条の2及び第4条は、国税の見直しに併せまして町税に係る延滞金の利率を引下げるものでございます。

4 ページの裏の 4 条の 2 は、租税特別措置法の改正による条文の変更でございます。

5 ページの第 7 条の 3 の 2 は、住宅ローン減税の適用を 4 年間延長するための改正でございます。

5 ページ裏の第 10 条の 2 は、備蓄倉庫に係る固定資産税の特別措置を創設するための改正でございます。

第 17 条の 2 は、対象法令文言の整理による改正でございます。

第 28 条の 2 は、東日本大震災による津波により被害を受けた区域の土地に係る固定資産税等の課税免除等を 1 年間延長するための改正でございます。

7 ページ、第 29 条及び 7 ページ裏の第 32 条は、法改正に伴う適用条文の改正でございます。

この条例につきましては、平成 25 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございますが、各条項によりましては施行期日が異なりますので、議案書 7 ページ裏から 8 ページに記載されている内容をお目通し願いたいと思います。

なお、今回の地方税の一部改正をする法律は、平成 25 年 3 月 31 日に公布され 4 月 1 日から施行されるとされていることから専決処分を行ったものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

進行します。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから承認第 1 号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、承認第 1 号は、承認することに決定しました。

議 長（青木幸保君）

承認第 2 号、平成 24 年度平泉町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分に関し承認を求める

ことについて、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書の9ページをお開きいただきたいと思います。

承認第2号、平成24年度平泉町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に関し承認を求めることについての補足説明をさせていただきます。

10ページの裏をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額でご説明をさせていただきますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明いたします。

初めに歳入でございます。

1 款町税 7 1 万9,000円の減、1 項町民税 6 1 万5,000円の減、2 項軽自動車税 1 0 万4,000円の減。

2 款地方譲与税 7 1 万8,000円の減、1 項地方揮発油譲与税141万4,000円、2 項自動車重量譲与税213万2,000円の減。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金 8 万1,000円の減。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金 7 万1,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金 7 万2,000円。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金 3 3 万1,000円の減。

7 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金277万6,000円。

9 款地方交付税、1 項地方交付税 1 億2,622万4,000円、これには特別交付税 1 億2,167万1,000円の増額が含まれております。

1 0 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金 1 1 万8,000円の減。

1 3 款国庫支出金、2 項国庫補助金6,889万8,000円、これには防災・安全社会資本整備交付金 7,029万8,000円の増額が含まれております。

1 4 款県支出金293万5,000円の減、2 項県補助金289万円の減、1 1 ページをご覧ください。
3 項委託金、4 万5,000円の減。

1 6 款寄附金、1 項寄附金519万7,000円。

1 7 款繰入金、2 項基金繰入金7,432万8,000円の減、これは財政調整基金繰入金の減額でございます。

1 9 款諸収入、5 項雑入 1 万5,000円。

2 0 款町債、1 項町債3,780万円、これには道路改良舗装事業債の増額でございます。

歳入合計補正額 1 億6,182万3,000円。

次に、歳出でございます。

1 1 ページの裏をご覧ください。

2 款総務費5,295万8,000円、1 項総務管理費5,245万8,000円、これには公共施設等整備基金積立金5,431万2,000円の増額が含まれております。2 項徴税费 5 0 万円。

3 款民生費816万4,000円の減、1 項社会福祉費619万9,000円の減、これには岩手県後期高齢者医療広域連合分担金505万9,000円の減額が含まれております。2 項児童福祉費196万5,000円の減。

4 款衛生費、1 項保健衛生費1 5 万7,000円。

6 款農林水産業費、1 項農業費7 5 万円の減。

8 款土木費、2 項道路橋梁費1 億1,818万5,000円、これには測量設計業務委託料752万3,000円の増額と町道舗装工事費1 億1,000万円の増額が含まれております。

1 2 款公債費、1 項公債費5 6 万3,000円の減。

歳出合計補正額1 億6,182万3,000円。

続きまして、1 2 ページをご覧いただきたいと思います。

第2 表、繰越明許費補正でございます。追加と廃止でございます。初めに追加の説明をいたします。款、項、事業名、金額の順で説明をいたします。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、舗装繕事業1 億1,818万5,000円。1 0 款教育費、5 項社会教育費、柳之御所公有化事業624万7,000円、同じく1 0 款教育費、5 項社会教育費、美術工芸品保存修理事業394万5,000円。

以上、3 件が新たな追加でございます。

次に、廃止でございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、再生可能エネルギー設備導入等推進基金事業3,013万7,000円を当該年度内に健康福祉交流館特別会計へ繰出しを行ったことに伴う廃止でございます。

以上、4 件につきまして専決処分させていただいたものでございます。

続きまして、1 2 ページの裏をご覧ください。

第3 表、地方債補正でございます。変更でございます。道路改良舗装事業の変更前の限度額5,710万円を変更後の限度額9,490万円に、また、防火水槽設置事業の変更前の限度額480万円を変更後の限度額370万円にそれぞれ変更し、専決処分させていただいたものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更前と同じでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

7 番、小松代智議員。

7 番（小松代智君）

1 4 ページの裏の特別交付税ですが、一気に1 億2,000万円ほど増になったわけですが、この内容ですね、何か災害に関係してくるのかどうかちょっと分からないのですが、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

特別交付税の内訳でございますけれども、2億1,767万1,000円のうち通常の特別交付税が1億4,490万7,000円でございます。それから震災復興特別交付金、震災の復興特別交付税につきましては7,276万4,000円ということでございまして、当初予算9,600万円から1億2,167万1,000円を増額し、専決処分させていただいたものでございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

12ページの裏ですが、地方債の補正のところ利率3.0%以内という表記になっていますが、これ、時期的には昨年度の予算の中ですが、最近ちょっと利率が上がって、長期国債なんかですね、利率上がってきている傾向にあるのですが、これは3.0%以内というのは大丈夫なのですか、どうなのでしょう、こういう表記ある中身で。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

議決をいただいておりますこの3%の利率の以内で全て借入れは可能でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

13ページの裏になりますが、自動車重量譲与税213万2,000円、結構大きな額の減額になっていますが、何が見込み違いというか、当初と違ってきたのか、その辺をお聞きしたいと思いますし、15ページの裏の寄附金519万7,000円ありますが、指定寄附金となっています。これも種類、確か福祉とかいろいろ指定されたと思うのですが、そういう部分がどのような状況なのかお知らせ願いたいと思いますし、19ページの裏に教育費ございまして、事務局費、これ財源の部分で国県支出金が一般財源に付替えられているようですが、これはどういうことなのか、それと20ページにあります世界遺産登録推進費、この特定財源その他というのは何のものを指しているのかお知らせ願います。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

初めに、13ページの裏の自動車重量譲与税の減額でございますが、これの内訳につきましては、いずれ国税として徴収いたしましたものの4分の1の額が市町村に譲与されるというようなものでございまして、内訳等どのような内容になっているかは役場として承知していないところでございます。けれども、こういうふうな形での減額で県から示されたものでございます。

それから、15ページ裏の指定寄附金でございますけれども、この内訳につきましては、平成

24年度につきましては48件の寄附をいただいております。そのうち指定寄附に当たるもの、ふるさと応援寄附基金、福祉振興基金、世界遺産推進基金、世界遺産林育成基金、育英資金貸付基金に該当するものにつきましては全部で34件でございます。それから一般寄附に当たるものが8件ということで現金で頂戴したのが42件でございますし、そのほか、物でいただいたものが6件あるということで合計48件という内容でございます。それぞれ指定寄附、個々に件数をお知らせした方がよろしいですか。ふるさと応援寄附基金が7件で571万3,500円でございます。福祉振興基金が2件で13万円でございます。世界遺産推進基金が25件で92万1,224円でございます。それから世界遺産林育成基金はございません。育英資金貸付基金もございません。一般寄附が8件で17万3,150円でございます。合計で現金で頂戴した額につきましては693万7,874円、42件でございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

19ページの裏の10款の教育費、2目事務局費の分の財源構成の内訳の変更でございます。これにつきましては放射線量の低減対策特別緊急事業費補助金に当たるものでございまして、対象事業は学校教育施設の放射線量の低減化対策事業です。歳出につきましては既に3月定例議会において補正をさせていただいて、13節の委託料で空間線量の低減作業委託料100万円とそれから工事請負費の空間線量の低減工事費を補正しているところですが、自前でやった分については経費の対象にならないことから、今回、事業精査による減額をさせていただきまして、このような財源構成の変更となっております。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

すみません、先程の自動車重量譲与税の関係でございますけれども、これ、想定でございますけれども、平成23年度にエコカー減税がございまして、その際に販売台数がかなり伸びているというようなこともございます。平成24年度につきましては、そのエコカー減税が終了したことによりまして販売台数の減でこのような結果になっているものと推定するものでございます。

議長（青木幸保君）

及川世界遺産推進室長。

世界遺産推進室長（及川司君）

20ページでございますけれども、10款5項6目世界遺産登録推進費の中の特定財源、その他のところでございますけれども、これにつきましては財政の方から世界遺産推進基金からの繰入金であるというふうに聞いております。

議 長（青木幸保君）

よろしいですか。

8 番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

先程の寄附金の部分で、この合計金額と違うというのは物品での寄附があったのでそれを現金にした表示をしたということですか。先程の合計と多少違っていているように聞きましたけれども。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

先程の説明の中では補正額で説明をしましたがけれども、予算の総額では693万7,000円というふうになるわけですが、先程、私、内訳しゃべった時でございますか。先程も寄附金の内訳もその総額予算の内訳というふうになりますので、最終的には693万7,000円の予算額に合致する内容かと思えます。内容でご説明いたしましたので、ご了承いただきたいと思えます。

議 長（青木幸保君）

8 番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

そうしますと、物件で6件の寄附があったという部分はどのような、市場価格なりその物品での評価はどのような表し方をするのでですか。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

寄附をいただいたものの整理上は金額、現金価格には直してございませんで、物品そのものを何月何日どなたから頂戴したというような形での整理にさせていただいているところがございます。いずれ、あくまでも金額で示すのは現金で頂戴した部分だけということでご了承いただきたいと思えます。

議 長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

17ページの3款民生費のところですね、3目の老人福祉費の8節のところ講師謝金が減額、次に17ページの裏の岩手県後期高齢者医療広域連合分担金が505万9,000円ということで減額になっているところ、これの内容についてちょっとお知らせいただきたいと思えます。

議 長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

17ページの3款民生費、1項社会福祉費、3目の老人福祉費のうち7節の賃金、それから8

節の報償費、9節旅費、11節需用費、それから19節の広域連合分担金除きの部分でございますが、これは介護予防事業としての地域支援事業費の精算による減額でございました。ここは老人福祉費の予算計上となっております、精算による減額でございます。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

17ページ裏の19節、岩手県後期高齢者医療広域連合分の減額につきましては、療養給付費が減になったことにより精査で負担金が計算となっております。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

療養給付費が減額になったということでこれだけの額が減額になったという、その内訳はわかりますか。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

これは広域連合で後期高齢者の分の医療についてかかわってやっておりますけれども、その部分については後期高齢者の被保険者の保険料とか町の負担金でこの後期高齢者の保険は動いております。その中で連合の方から前年度とかの医療費の状況を見ながら負担金が当初に示されるところでございますが、それが最終的に後期高齢者の療養費が使わなかったというのは変なのですけれども、そのように出なかったということで精算になって、負担金もまたそれに伴って精算されて負担金の方は減額だということで来る状況のもので、今申しましたとおり医療費の動きにつきましては連合の方でやっているものでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

それでは進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから承認第2号、平成24年度平泉町一般会計補正予算（第7号）の専決処分

に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は、承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長 (青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

議 長 (青木幸保君)

承認第3号、平成24年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについて、担当課長の補足説明を求めます。

青山町民福祉課長。

町民福祉課長 (青山モト子君)

承認第3号、平成24年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについての補足説明をさせていただきます。

22ページの裏をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税120万円、退職者に係る3月調定額での保険税の増でございます。

3款国庫支出金1,063万5,000円、1項国庫負担金576万円、2項国庫補助金487万5,000円、これらは医療給付費見込みによる変更申請により確定された額での増でございます。

4款県支出金、2項県補助金1,194万4,000円の減、3月補正との調整を行い減額しております。

5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金56万1,000円の減、退職者に係る医療給付見込みによる変更申請で減をしております。

11款諸収入20万円、1項延滞金及び過料21万7,000円、2項雑入1万7,000円の減。

歳入合計補正額47万円の減。

次に歳出、8款保健事業費、1項保健事業費47万円の減、特定健診受診者の減により健診委託料を減額してございます。

歳出合計補正額47万円の減。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 (青木幸保君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

(「進行」の声あり)

議 長 (青木幸保君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから承認第3号、平成24年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。

議 長（青木幸保君）

日程第9、議案第28号、平成25年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは、議案案件1件について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書26ページをお開き願います。

議案第28号、平成25年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成25年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ332万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,632万1,000円としようとするものでございます。

以上でございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長（青木幸保君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案については、担当課長の補足説明を求め、議決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

議案第28号、平成25年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

26ページ裏をご覧ください。

今回の補正は、平成24年度決算において歳入不足が見込まれますことから、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成25年度歳入の繰上げ充用の措置を講じるものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税332万1,000円。

歳入合計補正額332万1,000円。

歳出、12款前年度繰上充用金、1項前年度繰上充用金332万1,000円。

歳出合計補正額332万1,000円。

この国保会計につきましては、3月補正において2月診療分を見込み、保険給付費等の補正をしたところでございましたが、療養費で1.2%、高額療養費で3.1%ほど増となりました。また、国保税の収納につきましても、退職者分は好調な収入となったところでございますが、一般分は3月現在の調定に対しましても94.1%の状況でございました。歳入の関係が今回の国保運営の安定には至らなかったところでございます。ということで、さらに970万3,000円の予備費充用をいたしましたが、それでも332万1,000円の繰上げ充用ということで歳入不足に至ったところでございます。平成25年度につきましては、国保事業の安定的運営を図るというところで皆様のご理解をいただき国保税の改正をしたところでございましたが、単年度収支につきまして医療費の動向とか国庫負担金等の、それらも見込みながら国保財政の運営には当たっていきたいと考えております。

以上、今年度のこの補正につきまして、よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

そうなってくると、先程承認しました国保税の改定というか、特定継続世帯の平等割が半額、もしくは継続世帯になりますとさらに3年間その4分の1というような改正と私は解釈してございます。そうなってくると、もっともっと収納というか、歳入が少なくなってくるのではないかというふうに思います。果たしてこれで間に合うのかということですがけれども、私はこの補正の補正額がそれらも含んだ補正額になっているものと私、解釈したのですけれども、その辺はどういうふうになっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

先程の税改正による特定世帯と特定継続世帯についての状況、5年と8年ということで、ある意味被保険者にとっては緩やかな保険税になると思うのですが、ちょっとそこまではどのくらいの、今、一人国保という部分ですけれども、その状況がどのようになっていくかまでは今の段階では見極められないので、若干増えればもちろんその税の部分は足りなくなって不足にはなると思いますが、しっかりとそこまでは見極めはできていない状況です。ただ、先程も話しましたが、平成25年度に税改正を見込んで所得割とか資産割についていろいろと検討していただいたのですが、その辺のところでは税収が上がるという想定で国保の運営を図ることになってきますので、そのこのさっきの特定継続世帯については大きな影響にはならなければいいなとか、ならないかと思っているところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第28号、平成25年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

議長（青木幸保君）

以上で本臨時会に付託された議案が議了しました。

閉会の宣言をします。

ご起立願います。

これをもって、平成25年第1回平泉町議会臨時会を閉会します。

ご苦労様でした。

閉会 午前11時01分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 青 木 幸 保

署 名 議 員 畠 山 寛 二

同 升 沢 博 子